

汎用プログラム開発準備金、ソフトウェア高度化税制（役務）の  
プログラム登録の申請受付について

さて、既報の通り、汎用プログラム開発準備金及びソフトウェア高度化税制（役務）は平成15年度税制改正により廃止となり、現在、経過措置（平成16年2月期をもって終了）がとられています。

平成15年11月から平成16年2月までに決算期を迎える事業者でプログラム準備金の積み立てを希望する事業者は、必ず下記の登録等期間内に手続きを済まされるようお願いいたします。なお、今回が最後の受付となりますので十分注意して下さい。

記

< 汎用プログラムの登録（新規） >

準備金積み立てを予定している平成15年11月から平成16年2月までに決算期を迎える事業者は、平成15年10月1日～10月14日までに必ず新規登録の手続きを済ませて下さい。

< 登録プログラムの有効期限の更新・延長 >

決算期前に登録証明書の有効期限が到来するプログラムを有しており、そのプログラムの更新・延長を希望する平成15年11月から平成16年2月の何れかを決算月としている事業者は、平成15年10月中に必ず手続きを済ましてください。

< その他 >

登録プログラムの登録事項変更、登録証明書再交付申請書、登録プログラムの権利譲渡届出書につきましても、平成15年10月中に手続きを済ませて下さい。

以上

問合せ先

財団法人ソフトウェア情報センター

担当：島崎

tel(03)3437-3071

mail:shima@softic.or.jp